

# 令和5年度における大網白里市の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年4月1日策定

## 1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図り、障害者の就労支援及び自立の促進に資することを目的とする。

## 2 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、社会福祉課において行う。

## 3 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（以下「組織」という。）が行う物品等の調達に適用する。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針において、「調達の対象となる障害者就労施設等」とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に掲げる施設とする。

## 5 調達の対象となる物品等

この方針において、調達の対象となる物品等は、次の各号に掲げるとおりとする。

### (1) 物品

- ア 食品類
- イ 農作物類
- ウ 小物類
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

- ア 印刷
- イ 施設清掃
- ウ 花壇整備
- エ リサイクル作業
- オ 封入作業
- カ クリーニング
- キ 組立作業
- ク その他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達目標

令和5年度の調達目標は、前年度実績額を上回る金額とする。

## 7 調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 障害者就労施設等に障害者優先調達推進法の趣旨及びこの方針の内容等を周知し、物品等を調達しやすい体制の確保に努める。
- (2) 障害者就労施設等から調達可能な物品等に関する情報及び過去に調達した物品等に関する情報の収集に努め、組織間の情報共有を図る。
- (3) 障害者就労施設等が提供することが可能な物品等については、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定にする随意契約を積極的に活用するよう努める。
- (5) 山武圏域自立支援協議会において、山武圏域市町及び障害者就労施設間で定期的な情報交換等を実施し、障害者就労施設等からの調達が促進されるよう取り組む。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針は、市ホームページ等により公表するものとする。
- (2) 調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定により、会計年度の終了後にその概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

## 9 その他の調達の推進に関する事項

物品等の調達のほか、障害者就労施設等による市庁舎内での物品の販売や、市が実施するイベント等での販売のためのスペースの確保に配慮する等、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努めるものとする。

### 附 則

この方針は、令和5年4月1日から実施する。